

## 氷川町税の納付は

安心  
确实  
便利 な

# 口座振替 を！

町税の納付は、納め忘れがなく、「安心」「确实」「便利」な口座振替がおススメです。

### 口座振替のメリット

- 納付のたびに金融機関へ行く手間や時間が省けます。
- 納め忘れの心配もなく、毎年継続して确实な納期内の納付ができます。
  - ※ 残高不足にならないように、残高のご確認をお願いします。
  - ※ 再度の振替はできません。残高不足等で振替にならなかった場合、後日お送りする納付書での納付になります。

### 口座振替できる税目

- 町県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 町県民税（特別徴収）
- 軽自動車税

※ 集合税

※ 集合税とは、「町県民税（普通徴収）」  
「固定資産税」「国民健康保険税」のことです。  
氷川町は、集合徴収方式になりますので、  
税目ごとの振替はできません。

### お申込みに必要なもの

- 預貯金口座の通帳
- お届け印
- 納税通知書（納付書）

### お申込みができる場所

- 各取扱金融機関

### お申込み先

- 町内取扱金融機関・氷川町役場  
税務課・宮原振興局窓口に備え  
付けの「口座振替依頼書」にて  
お申込みください。

### 取扱金融機関

下記金融機関の本・支店（順不同）

- 肥後銀行
- 熊本銀行
- 熊本県信用組合
- 八代地域農業協同組合
- 熊本宇城農業協同組合
- 九州労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局



### 口座振替日

- 振替日は、納付月の25日です。  
（軽自動車税の納付月は、5月です。）
- 振替日が、土・日・祝日の場合は、  
翌営業日になります。



口座振替に  
ご協力をお願い  
します

※ 口座振替手続き後、処理完了に 約1ヵ月程度かかります。  
振替を希望される納期限の前月末までにお申込みください。

お問い合わせ

氷川町役場 税務課 TEL: 0965-52-5853 (直通)

- 固定資産税の共有名義分をお持ちの方は、納税義務者名を必ず連名で記入してください。  
(納税通知書又は納付書に記載のある氏名を記入ください。)※口座振替項目は、集合税です。
- 年度途中で所有権の移転等で固定資産や軽自動車の名義が変更になった場合に、翌年度以降も引き続き口座振替をご希望の際は、再度お申込みが必要です。
- 軽自動車税は、一度お申込みいただくと、同じ納税義務者の車両すべてが口座振替になります。

※ 注 納入(税)義務者欄への記入で、固定資産税の共有名義分をお持ちの方で同一口座より振替えたい場合は、本人分とは別に納入(税)通知書のとおり記入してください。  
集合税前納希望の方については、第1期(6月)に年額を一括で振替(払込)ます。

|                               |                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>集合同等</b><br>※町県民税(特別徴収)を除く | 1. 原則として、毎月10日まで申込み分について翌月より口座振替をいたします。<br>2. 振替(払込)日は、各引き落とし月の25日(休日の場合は翌営業日)です。なお、再振替(払込)は行いません。                                                                                                    |
| <b>町県民税(特別徴収)</b>             | 1. 町県民税(特別徴収)の振替(払込)日は、各引き落とし月の10日(休日の場合は翌営業日)です。なお、再振替(払込)は行いません。<br>2. 口座振替を依頼された事業所につきましては、最新の口座振替データ作成のために退職等の異動届出書の提出は月末までにお願いします。<br>3. 従業員の変動等により発生した還付金は、個人へは還付せず、登録された事業所口座へ振込みますので、ご了承ください。 |

1. 預金の支払手続については、当座預金約定または普通預金約定にかかわらず、私が行方なき当座小切手の振出または、  
預金通帳及び預金封筒なども請求書の提出がないままに、貴店所定の方法で処理してください。

2. 指定預金残高が振替日において納付書等の額に満たないときは、私に通知することなく、納付書等を返却され、次回以降の  
口座振替を解除されることも異議ありません。

3. 私がこの契約を変更・廃止する場合は、貴店に変更・廃止届出書を提出します。また、貴店が必要と認めた場合には、口座  
振替中止届を提出しない限り年度ごとに口座振替依頼書を提出したものとみなしていただきます。

4. この取扱いによって仮に紛論が生じても貴店の責に帰するものも除き貴店には迷惑をかけません。

5. 預金口座より引落されたとした金額については領収書を不要とし「領収取消通知書」を発行されることで異議ありません。

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 検 印 | 照 合 | 受 付 |
|     |     |     |